

庄原市

「子どもたちと多世代の集いの場」

整備基本計画

令和6年10月



庄原市

目 次

はじめに（計画の背景と目的）	1
第1章 基本計画の考え方	2
1 計画の位置づけ	3
2 関連計画等	3
第2章 現状と課題	6
1 現状分析と課題の抽出	7
（1）人口・世帯数について	7
（2）未就学児童施設等及び小学校児童数	10
2 市民ニーズ分析	15
（1）分析に係る資料	15
（2）本事業へのニーズ整理	15
（3）本事業の必要性	22
3 事例調査	23
（1）調査対象	23
（2）調査方法及び成果	23
第3章 目標設定・整備方針	29
1 目標設定（基本理念）	30
2 整備の基本方針（コンセプト・ターゲット）	30
3 整備候補地の選定と現状分析	31
（1）対象エリアの選定	31
（2）整備候補地の選定	33
4 機能の設定	36
5 施設整備方針（エリア設定）	37
第4章 整備の進め方	38
1 整備イメージ（基本構想図）	39
2 設備及び遊具の検討	40
3 概算事業費・財源の検討	41
（1）概算事業費・財源の検討	41
（2）財源について	41
4 整備スケジュールについて	42
5 管理・運営について	42
資料編 都市計画公園における法令上の条件整理	43

■背景

平成 17 年に 1 市 6 町の合併により誕生した本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、面積は 1,246.49 km²で、全国自治体の中で 14 番目、近畿以西では最大の区域面積（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」－令和 6 年 4 月 1 日時点）となっています。

その特徴として、自然豊かな山や川、四季の移ろいを感じる風景、農畜産物や森林資源のみならず、太古のロマンが誘う神話・伝説の地、自然体験やウインタースポーツが楽しめる観光資源などに恵まれています。

しかし、本市の人口は少子高齢化、若年層の転出超過等の理由により減少し続けています。

人口減少は地域全体を負のスパイラルに陥らせることから、人口減少を本市の最重要課題として捉え、いかにして減少に歯止めをかけるかが課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活様式は大きく変化し、これまで以上にワークライフバランスが重視されるようになったほか、令和 5 年 4 月には、「こどもまんなか社会¹」の実現を目的とし、「こども家庭庁」が発足しました。これまで分散していた子どもや家庭、少子化対策に関する業務を集約し、より効果的かつ効率的な施策展開により、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

■計画の目的

「子どもたちと多世代の集いの場」（以下「集いの場」という。）として、子育て世代をはじめ、誰もが気軽に集い・憩うことのできる場を整備し、多様な交流を促進するとともに、心から安心して子育てができる環境を構築します。あわせて、周辺施設との相乗効果による賑わいの創出、交流・関係人口の増加を図ります。

なお、本計画の策定にあたっては、子育て世代をはじめ、関係する多くの皆様のご意見や他自治体の先進的事例などを踏まえ、検討を進めてきました。

子どもたちが楽しく過ごせる場所であることを念頭に、よりよい施設となるよう整備を進めていきます。

¹ こどもまんなか社会：「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える」ことを目的とした考え方。（出典：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント|厚生労働省）

第 1 章 基本計画の考え方

1. 計画の位置づけ

庄原市「子どもたちと多世代の集いの場」整備基本計画（以下「本計画」という。）は、このような背景を受け、第2期庄原市長期総合計画に掲げる「公園・緑地の整備」、「子ども・子育て支援事業計画に基づく施策推進」や、第2期庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略における「子育て支援」といった施策の基本的方向との整合を図るほか、「庄原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」より明らかとなった、「親子でも出かけやすく楽しめる場所の増設」といったニーズを踏まえ、子育て支援や子育て環境のより一層の充実を図るため、集いの場の整備に向けて、規模や設置場所といった施設の機能等について方向性を定めるものとします。

2. 関連計画等

本節では、集いの場整備に関連する上位計画、方針等を抜粋して整理します。

①第2期庄原市長期総合計画〔平成28年3月策定〕

第2期庄原市長期総合計画では、「第3章第3節2 生活環境の向上」において、以下のとおり公園の整備等による生活空間の充実について方向性を示しています。

（3）景観形成の推進

① 良好な景観の形成

景観法の趣旨を踏まえ、景観づくりの意識醸成をはじめ、美しい景観の形成・維持に取り組みます。

② 公園・緑地の整備

市民コミュニティや交流、憩いの場として活用される都市公園、広場・緑地などの整備と維持・管理に努めます。

また、「第3章第4節1 子育て支援」において、以下のとおり子育て支援の推進について方向性を示しています。

（1）計画に基づく施策推進

① 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策推進

子ども・子育て支援事業計画（庄原市みらい子どもプラン）に基づき、子どもを産み育てる希望の実現、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進します。

②第2期庄原市みらい子どもプラン〔令和2年3月策定〕

第2期庄原市みらい子どもプランでは、基本施策3「地域で支える子育て支援」において、安全・安心な地域づくりをめざし、以下のとおり子育て支援環境の充実についての方向性を示しています。

③ 子育て支援の充実

○安全の確保やまちづくりの視点から、子どもや高齢者にやさしく、かつ効率的な道路・施設の整備に努めます。

○遊具を配置した公園については、子どもや保護者が安全に利用できるよう、設備の定期点検など、適切な維持・管理を行います。

○主に乳幼児や保護者が利用する公共施設については、おむつ替えスペースや授乳室などの確保・整備に努めます。

また、計画の策定にあたり、子育ての状況や支援に関する保護者等の要望・意見を把握するためアンケート調査を実施した結果、親子でも出かけやすく楽しめる場所の増設や子どもの遊べる場所・暮らしの環境整備に対するニーズが高いことが明らかになっています。（関連：15～17 ページ）

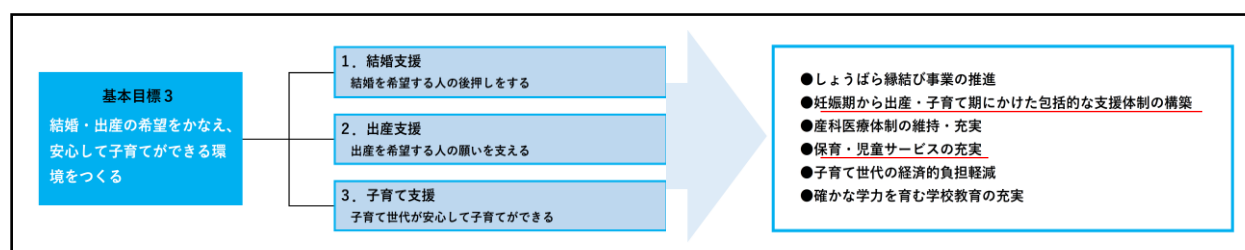
【今後希望する子育て支援（回答：保護者）】

就学前児童の保護者では「親子でも出かけやすく楽しめる場所の増設」を求める意見の割合が最も高く、小学生保護者の回答でも、「経済的支援」に次いで高くなっている

自由記述回答では、身近な公園や悪天候でも遊べる施設、自然と触れ合える場所のニーズが高いことが明らかになっている

③第2期庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔令和3年3月策定〕

第2期庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「結婚・出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境をつくる」という基本目標を掲げ、主な施策として「妊娠期から出産・子育て期にかけた包括的な支援体制の構築」「保育・児童サービスの充実」を掲げています。



④庄原市公共施設等総合管理計画〔令和6年3月改定〕

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的として策定した庄原市公共施設等総合管理計画では、公共建築物の管理に関し、施設整備について次のように示しています。

単に総量を縮減するのではなく、少子高齢化に伴う人口構成やニーズの変化等に対応して、地域事情を考慮した施設機能を確保することや、適切な維持管理により施設の安全性を確保することも必要となります。

⑤庄原市都市計画マスタープラン〔令和5年3月改定〕

本市の概ね20年後の都市のあるべき姿、方向性を見据え、その実現に向けて、都市づくりを進めていくための基本的な方針である庄原市都市計画マスタープランでは、「都市づくりの目標と目指すべき姿」を実現するため、本市の都市行政計画に必要な取組を6つの分野に分類し、それぞれの取組方針を示しています。

6つの分野のうち、1) 土地利用の方針では、都市計画区域内の土地利用について以下のように示しています。

○ 豊かな自然や美しい里山・田園環境と調和し保全する土地利用



各拠点内の用途未指定地域や、都市計画区域近隣の田園環境が広がるエリアを中心に、自然環境を保全するとともに、農地の保全・集約化なども考慮しつつ、周辺環境と調和した、豊かな田園・里山環境を守ります。

- 都市計画区域内の農業振興地域については、農地が持つ生産性、景観、防災などの多面的機能を保全し、農業経営の安定を図るため、無秩序な土地利用を抑制し農業生産基盤の整備促進に努めます。
- 都市計画区域内の山地部については、既存の歴史文化や自然環境の保全を進めながら、山間部の特性を活かした秩序ある土地利用に努めます。
- 桜花の郷ラ・フォーレ庄原など、用途未指定地域内に立地する主要観光施設は、観光交流を促進し、将来的な移住・定住者の増加につながるための主要な情報発信拠点として、各種機能の充実・整備に努めます。

また、3) 市街地整備の方針では、都市計画区域内の整備方針について以下のように示しています。

○ 特色ある公園・緑地の維持・活用



公園や緑地は、環境保全・防災・景観形成・観光・レクリエーションなど、多様な機能を有しており、再整備や活用に努めるとともに、老朽化した施設の修繕やバリアフリー化などの機能向上を計画的に進め、市民の憩いの場となる公園や緑地の維持・保全を目指します。また、避難所や防災活動拠点となる公園の防災機能の整備・拡充などを図ることにより、災害に強い都市構造の形成に努めます。

- 国営備北丘陵公園をはじめとした本市が有する5箇所の都市公園を十分に活用し、緑を楽しむ仕組みづくりや、防災・観光・レクリエーションなど、都市公園の有する多様な機能の維持・保全に努めます。
- 公園施設の修繕やバリアフリー化などの機能向上を計画的に進め、公園・緑地の長寿化に努めます。
- 既存公園が有する、“水”や“緑”は、市民が見て・触れて・体験する等、憩いの提供だけでなく、災害時の延焼防止など防災機能を有しています。今後も安全で快適に住み続けるために、避難所や防災活動拠点として機能する、公園の整備・拡大に努めます。
- 緑化活動に対する意識向上や維持管理体制の構築、緑地協定など、多様な主体の協働による潤いのある環境づくりに努めます。
- 本市を代表する基幹的な都市公園である、上野総合公園や東城中央運動公園は、集客力や魅力の向上、隣接施設との強化連携に向けた一体的な整備を進め、多様な世代に親しまれる魅力ある公園となるよう、再整備・拡充に努めます。
- 子どもたちがすくすくと活発に育つ上で重要な空間として、身近な公園や緑地等の充実を図り、身近な緑や動植物とのふれあいの場の創出を目指します。

第2章 現状と課題

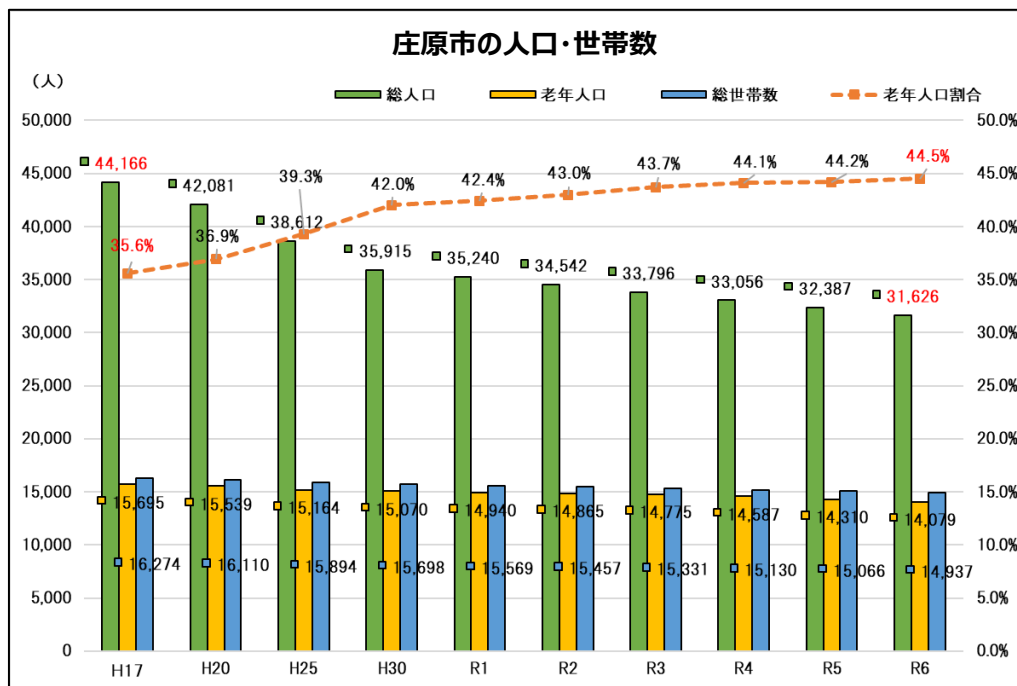
1. 現状分析と課題の抽出

本節では、人口・世帯数及び児童数等の推移について整理します。

(1) 人口・世帯数について

①人口・世帯数の推移

庄原市の人口は、1市6町が合併した平成17年では44,166人を数えましたが、その後は減少を続け、令和6年の住民基本台帳では31,626人となっています。老年人口（65歳以上の人口）も微減傾向にありますが、人口割合で近年の動向を見ると、老年人口の割合が増加しています。

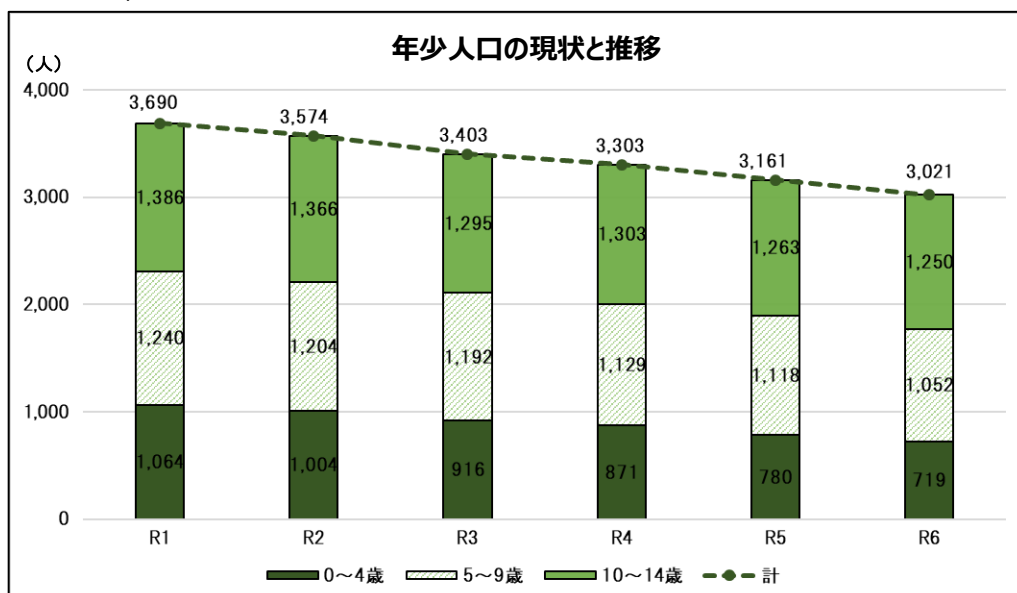


※ 各年度の数値は4月30日時点

資料：庄原市住民基本台帳（平成17年～令和6年）

②年少人口の現状と推移

年少人口（15歳未満の人口）について、直近の推移をみると、令和元年は3,690人であったのに対し、令和6年では3,021人（669人減）に減少しています。

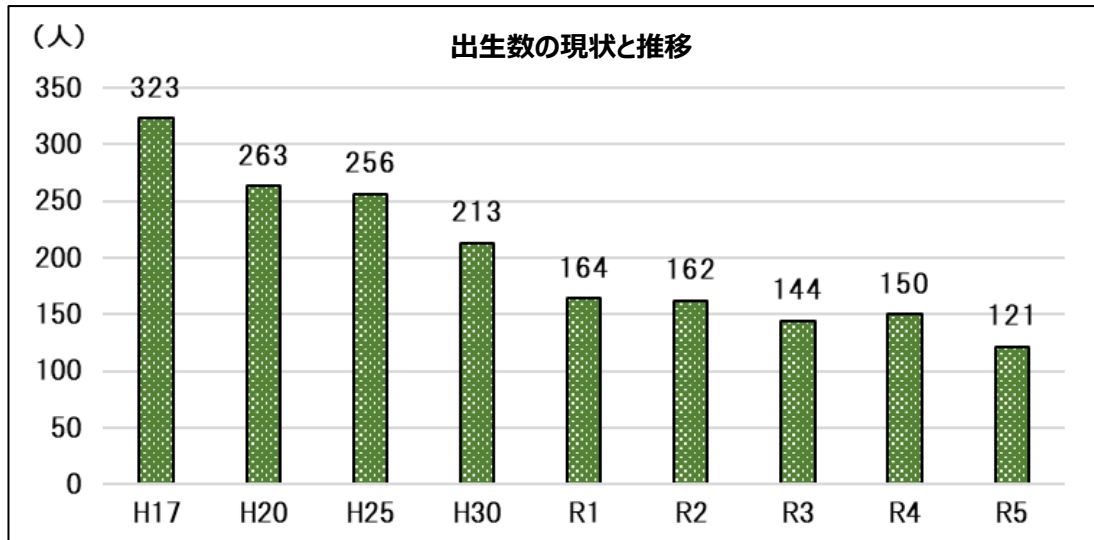


※ 各年度の数値は年度の総数

資料：庄原市住民基本台帳（令和元年～令和6年）

③出生数の現状と推移

少子高齢化が進み、全国的に出生数の減少が深刻な社会問題となる中で、本市においても、生まれてくる子どもたちの数は減少傾向が続いています。



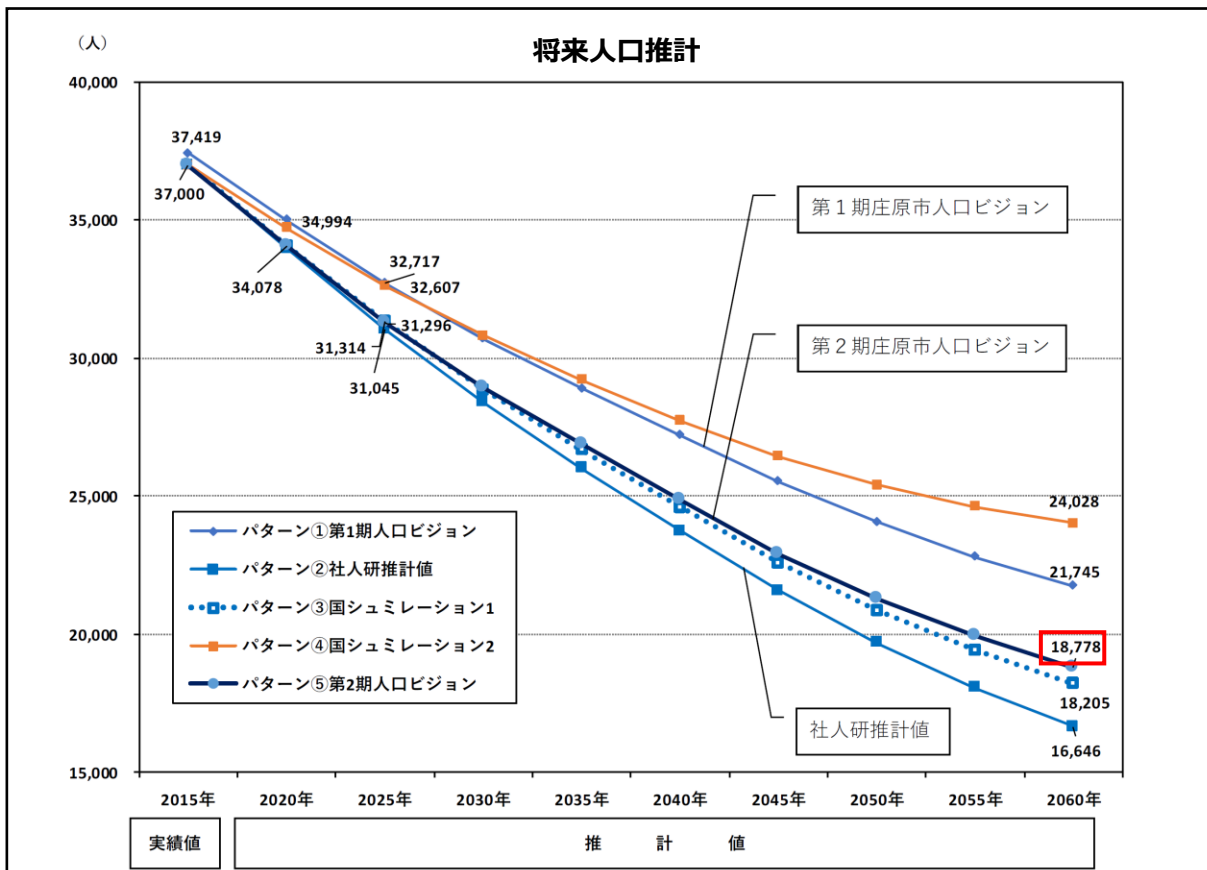
※ 各年度の数値は年度の総数

資料：庄原市住民基本台帳（平成 17 年～令和 5 年）

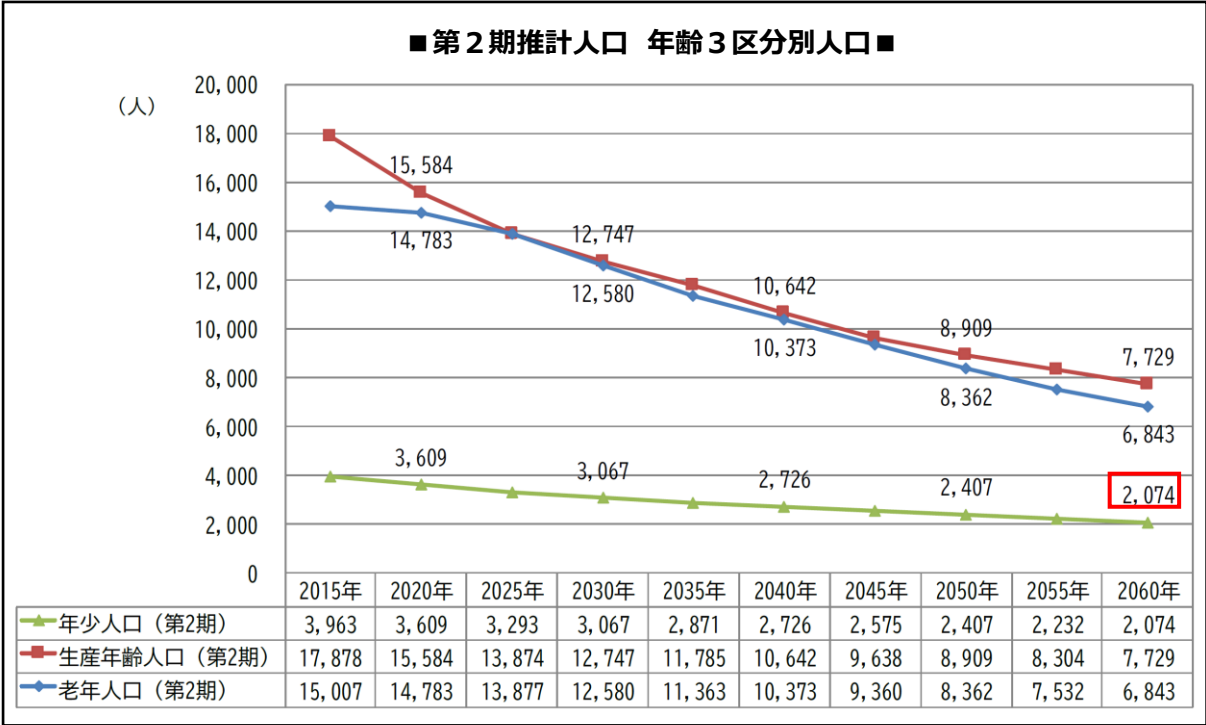
④将来人口の推計

「第 2 期庄原市人口ビジョン」による令和 42 年の将来推計人口では、第 1 期人口ビジョンの推計値であるパターン 1 と、理想に近い合計特殊出生率・封鎖人口（社会増減“0”）を前提としたパターン 4 を除き、2 万人を割り込むと推計しています。

各パターンによる試算のうち、本市人口ビジョンにおける 40 年後の将来人口は 18,778 人（パターン 5）を目標とし、有効な施策を展開していくこととしています。



また、社人研推計をベースとした本市の年少人口推計は、令和42年には2,074人と推計していますが、令和6年時点の年少人口数（3,021人）が令和7年の推計値（3,293人）を下回っていることから、今後も更なる減少が続いていくことが想定されます。



資料：第2期庄原市人口ビジョン

(2) 未就学児童施設等及び小学校児童数

①未就学児童施設の状況

本市では現在、民間も含めた未就学児童施設は、保育所 17 施設、幼保連携型認定こども園 1 施設のほか、地域型保育施設や幼稚園等の施設があります。

【幼保連携型認定こども園】

地域	施設名	区分	開園時間	定員(人)	受入年齢
東城	小奴可こども園	私立	2号・3号認定(保育認定)	50	3か月～
			7:20～18:20		
			1号認定(教育認定)	10	3歳～
			8:30～14:00		

【保育所】

地域	施設名	区分	開所時間(平日・土曜)	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原	市立(指定管理)	7:30～18:30	200	6か月～
	高	市立(公営)	7:30～18:30	45	1歳～
	峰田	市立(公営)	7:30～18:30	45	1歳～
	敷信みのり	市立(指定管理)	7:30～18:30	126	6か月～
	三日市	市立(指定管理)	7:30～18:30	80	6か月～
	七塚	市立(公営)	7:30～18:30	45	1歳～
	山内	市立(公営)	7:30～18:30	45	1歳～
	庄原北	市立(指定管理)	7:30～18:30	75	6か月～
	永末(休所中)	市立(公営・へき地保育所)			
西城	西城	市立(指定管理)	7:30～18:30	75	6か月～
東城	東城	市立(指定管理)	7:30～18:30	170	6か月～
	田森	市立(公営)	7:30～18:30	35	1歳～
口和	みどり園	市立(公営)	7:30～18:30	60	6か月～
	聖慈	私立	7:30～18:30	20	6か月～
高野	高野	市立(指定管理)	7:30～18:30	60	6か月～
比和	比和	市立(公営)	7:30～18:30	60	6か月～
総領	総領	市立(指定管理)	7:30～18:30	60	6か月～

【地域型保育事業】

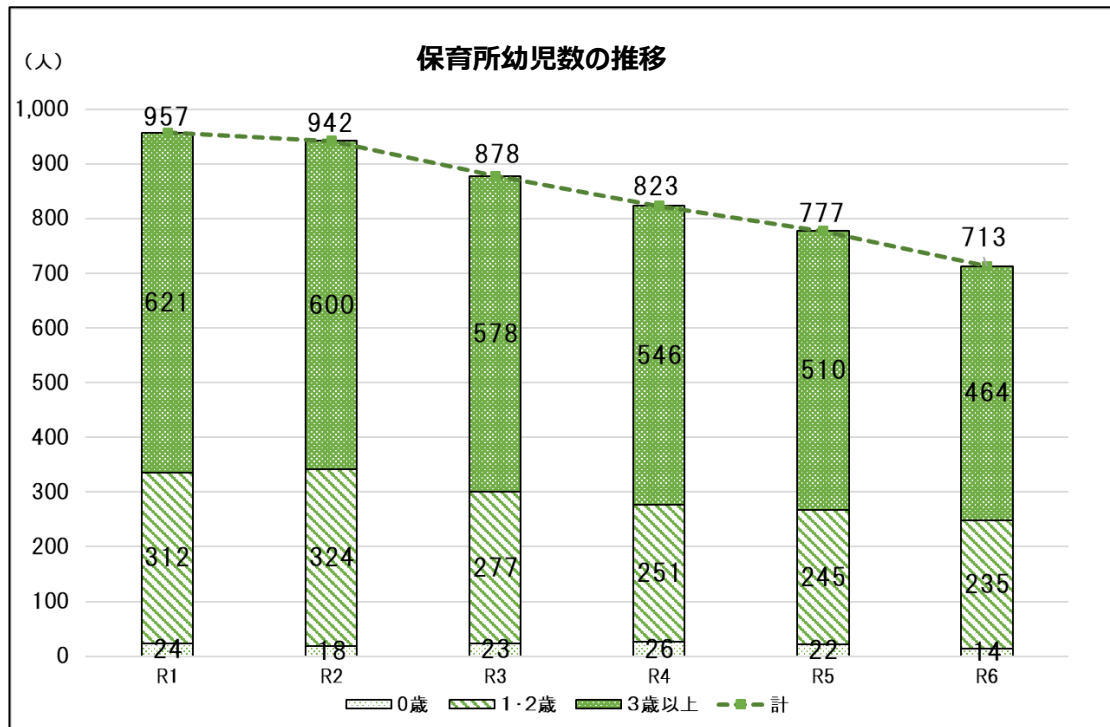
地域	施設名	区分	開所時間	定員(人)	受入年齢
庄原	光寿保育園	事業所内保育 (地域枠)	7:30～18:30	5	6か月～2歳
	タンネの森		7:30～18:00	5	
東城	ぽんぽこ山保育園	小規模保育	7:30～18:00	12	6か月～

【幼稚園】

地域	施設名	開園時間		定員(人)	受入年齢
庄原	庄原幼稚園(私立)	平日	8:30～16:00	40	満3歳～
		土曜	8:30～11:00		

■ 保育所等の状況

保育所等（幼稚園・認可外保育施設を除く）に通園する幼児数の推移をみると、令和元年には957人であったのに対し、令和6年には713人と5年間で244人減少しています。



※ 各年度の数値は4月1日時点 資料：児童福祉課「新子育て安心プラン実施計画」（令和元年～令和6年）

②小学校の児童数の推移

本市には、小学校が 15 校あり、令和 6 年 5 月 1 日現在の児童数は 1,352 人となっています。

単位：人

地域	学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
庄原	庄原小学校	345	347	354	352	338
	永末小学校	64	75	80	96	100
	高小学校	35	34	37	39	48
	峰田小学校	44	38	40	37	28
	板橋小学校	120	114	106	109	107
	東小学校	130	146	147	154	148
	山内小学校	57	59	54	62	64
	川北小学校 (R3休校)	18				
西城	西城小学校	77	101	101	89	84
	美古登小学校 (R3休校)	31				
東城	小奴可小学校	41	39	36	32	25
	八幡小学校 (R3休校)	13				
	栗田小学校	20	18	16	14	16
	東城小学校	226	226	213	196	191
口和	口南小学校	68				
	口北小学校	43				
	口和小学校 (R3統合)		101	88	80	76
高野	高野小学校	67	61	56	55	60
比和	比和小学校	39	30	32	32	29
総領	総領小学校	55	47	42	43	38
計		1,493	1,436	1,402	1,390	1,352

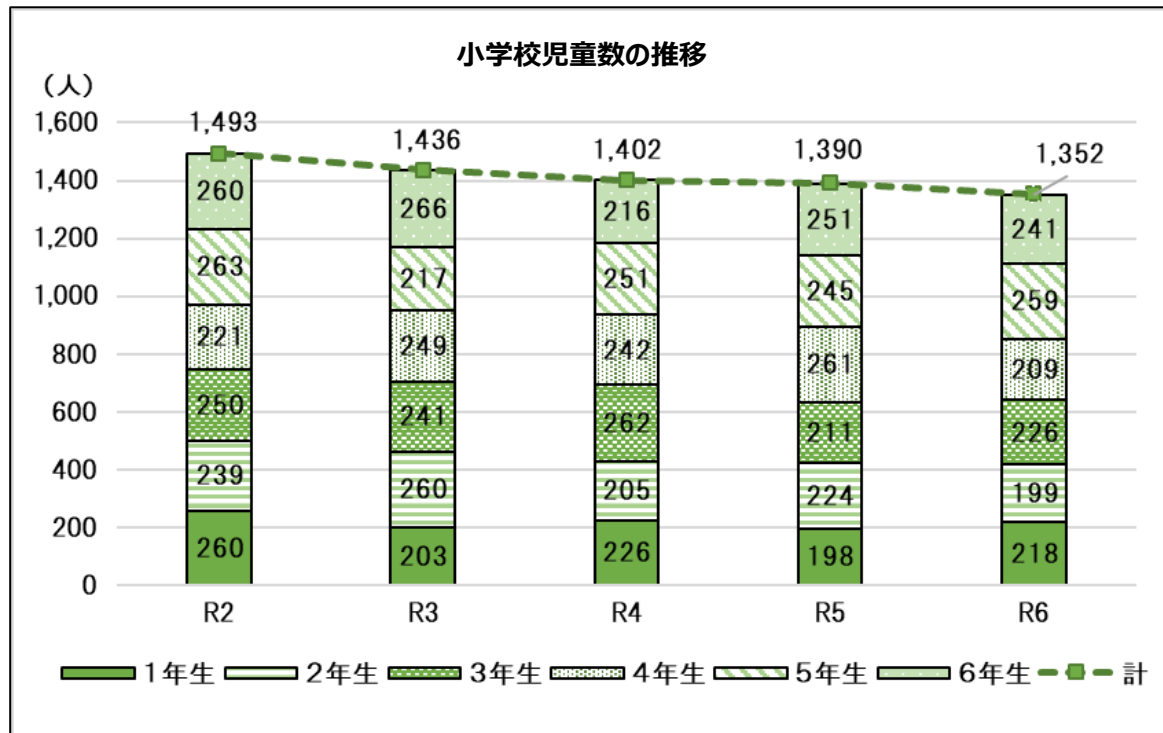
資料：教育指導課「児童生徒数一覧表」（各年 5 月 1 日現在）

■ 小学校の状況

小学校児童数の推移をみると、令和2年には1,493人であったのに対し、令和6年には1,352人と4年間で141人減少しています。

学校別で推移をみると、峰田小学校が44人から28人と約64%に減少しているほか、板橋小学校、小奴可小学校、栗田小学校、東城小学校、高野小学校、比和小学校、総領小学校でも同様に減少傾向にあります。

また、令和3年には、口南小学校と口北小学校が統合し、口和小学校となったほか、川北小学校、美古登小学校、八幡小学校が休校となりました。



※ 各年度の数値は5月1日時点

資料：教育指導課「児童生徒数一覧表」

③ 地域子育て支援拠点事業【実施施設一覧】

地域	支援センター名	開設日	開設時間
庄原	庄原子育て支援センター	週6日(月～日)※祝日を除く	9:30～16:00
	ジョイフル子育て支援センター	週6日(月・水～日)	9:30～16:00
	田川子育て支援センター	週5日(月～金・第3土曜日) ※祝日を除く	9:30～16:00
西城	西城子育て支援センター	週2日(火・木)※祝日を除く	9:30～12:00 13:00～15:30
東城	東城子育て支援センター	週5日(月～金) ※祝日を除く	9:30～12:00 13:00～15:30
	小奴可子育て支援センター	週6日(月～土) ※祝日を除く	8:30～17:00
	帝釈子育て支援センター	週3日(火・水・金) ※祝日を除く	9:00～16:00
口和	口和子育て支援センター	週3日(月・水・木) ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:00
高野	高野子育て支援センター	週1日(火) ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:00

地域	支援センター名	開設日	開設時間
比和	比和子育て支援センター	週1日(金) ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:00
総領	総領子育て支援センター	週2日(火・木) ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:00

※地域の実情やニーズに応じて開設日や時間を変更して実施する場合あり

④放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)及び放課後子供教室一覧

地域	小学校名	名称	開設場所	開設時間		定員(人)
				平日	休日・ 長期休暇	
庄原	庄原小学校	庄原小学校 放課後児童クラブ	庄原小学校 子育て支援施設	下校時～ 18:30	8:00～ 18:30	110
		庄原放課後子供教室	庄原自治振興 センター			無
	永末小学校	永末小学校 放課後児童クラブ	永末小学校 子育て支援施設			20
	高小学校	高放課後子供教室	高小学校内			無
	峰田小学校	峰田放課後子供教室	峰田ふれあい 広場			無
	板橋小学校	板橋小学校 放課後児童クラブ	板橋子育て支 援施設			60
	東小学校	東小学校 放課後児童クラブ	東小学校 子育て支援施設			75
	山内小学校	山内放課後子供教室	山内自治振興 センター			無
	川北小学校	川北放課後子供教室	川北小学校内			無
西城	西城小学校	西城 放課後児童クラブ	西城支所			40
	美古登小学校	美古登 放課後児童クラブ	西城子育て 支援施設			40
東城	小奴可小学校	小奴可 放課後児童クラブ	小奴可小学校内			25
	八幡小学校	八幡放課後子供教室	八幡小学校内			無
	栗田小学校	栗田放課後子供教室	栗田小学校内			無
	東城小学校	東城 放課後児童クラブ	東城 子育て支援施設			100
口和	口和小学校	口和 放課後児童クラブ	口和コミュニティ センター			40
高野	高野小学校	高野 放課後児童クラブ	高野山村開発 センター			40
比和	比和小学校	比和 放課後児童クラブ	比和 子育て支援施設			25
		比和放課後子供教室	比和自治振興 センター			無
総領	総領小学校	総領放課後子供教室	総領自治振興 センター			無

2. 市民ニーズ分析

本節では、集いの場に関する市民ニーズを分析します。

(1) 分析に係る資料

庄原市では最上位計画である第2期庄原市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を策定し、本事業を含む様々な事業を推進していますが、市民ニーズを把握するため、必要に応じ、各種アンケート調査を実施しています。

そのうち、第3期庄原市みらい子どもプランの策定に向けて実施したアンケート調査、庄原市都市計画マスタープラン改定時に実施したパブリックコメント等から、本事業に係る市民ニーズを抽出します。

- ・「庄原市 子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（令和6年2月～3月）
- ・「子どもたちと多世代の集いの場」整備に係る子育て世帯等ヒアリング調査（令和6年6月～7月）
- ・「庄原市 都市計画マスタープラン」に対するパブリックコメント結果（令和5年2月10日～2月28日）
- ・「令和5年度 市政懇談会」（令和5年8月22日～9月7日）

(2) 本事業へのニーズ整理

①第3期庄原市みらい子どもプランの策定に向けたアンケート調査

第3期みらい子どもプランの策定に向けて実施した「庄原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果から、本事業に関連する項目について抜粋し、市民ニーズの有無及び内容を整理します。

【調査の概要】

調査地域：市内全域

基準日：令和6年1月1日現在

対象者：就学前児童/市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭
小学生/市内に居住する小学生の子どもがいる家庭

対象数：就学前児童の保護者 767 人 小学生の保護者 999 人

調査期間：令和6年2月～3月まで

調査方法：郵送による配布回収、インターネットによる回答

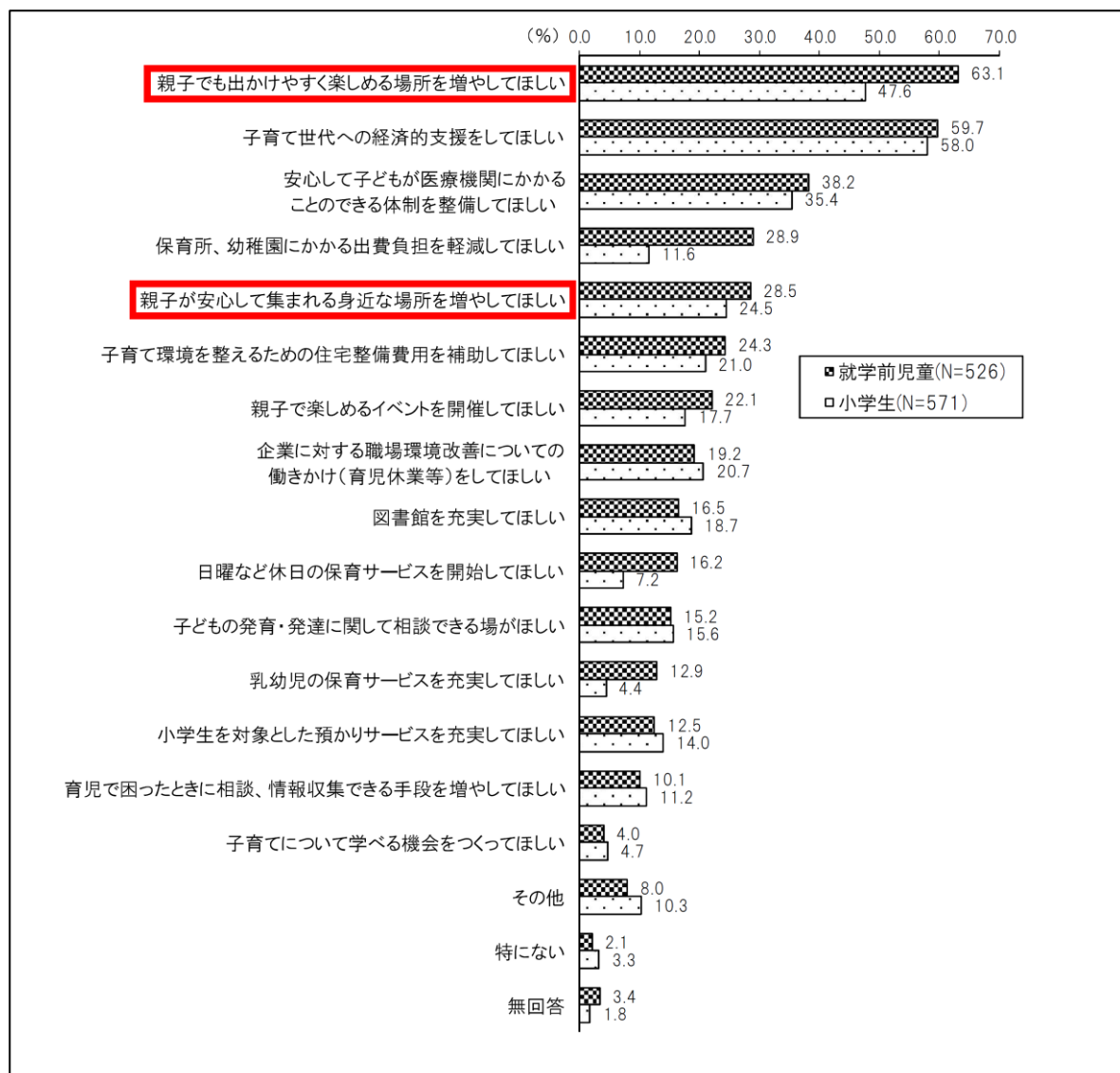
調査票	標本数(配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	767 票	526 票 (郵送:318、Web:208)	68.6%
小学校児童	999 票	571 票 (郵送:353、Web:218)	57.2%
合計	1,766 票	1,097 票 (郵送:671、Web:426)	62.1%

■ 子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援

子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援については、就学前児童、小学生保護者ともに、「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「子育て世帯への経済的支援をしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかることのできる体制を整備してほしい」の割合が高くなっています。

就学前児童では、特に「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「保育所、幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」「乳幼児の保育サービスを充実してほしい」の割合が小学生に比べ高くなっています。

就問 61（小問 44） 子育てしやすいまちにするためには、どのような支援が必要だと思いますか。（〇は5つまで）



■自由記述回答集約結果

アンケートに寄せられた子育て支援に関しての意見や要望のうち、公園・遊び場の整備等に関する意見・要望については、以下のとおりとなりました。

【就学前児童の保護者の意見】

回答分野	回答件数
2 公園・遊び場の整備等に関する意見・要望	37 件
【主な回答内容（抜粋・要約）】 ☐ 子どもが安心して遊べる、遊具が充実している公園が近くにほしい。 ☐ 1～2歳の小さな子どもでも遊べる公園がほしい。 ☐ 天気が悪い日でも遊べる屋内施設がほしい。 ☐ 自然と触れ合える場所があるとよい。	

【小学生の保護者の意見】

回答分野	回答件数
3 公園・遊び場の整備等に関する意見・要望	29 件
【主な回答内容（抜粋・要約）】 ☐ しっかり体を動かせる、室内の遊べる施設があるとよい。 ☐ 整備されていない公園が多く、子どもたちが安心して遊べない。 ☐ 子ども同士で安心して遊ぶ所が近くにない。学校や保育所のグラウンドを利用できたらよかった。 ☐ 乳幼児から大人まで楽しめる無料の公園があると、地域の人との交流も増えると思う。	

なお、就学前児童、小学生保護者からの自由記述回答の件数一覧については、以下のとおりです。

回答分野	回答件数(件)	
	就学前児童の保護者	小学生の保護者
子育て支援センター等子育て支援事業に関する意見・要望	34	-
小学生以上の子育て支援等に関する意見・要望	-	24
放課後児童クラブ等子どもの居場所に関する意見・要望	-	19
公園・遊び場の整備等に関する意見・要望 ★	37	29
教育・保育事業に関する意見・要望 ★	24	37
保護者の就労に関する意見・要望 ★	8	11
経済的支援に関する意見・要望 ★	31	40
保健・医療等に関する意見・要望 ★	21	11
その他の意見・要望 ★	21	47

※ ★マークは共通する回答分野

②「庄原市都市計画マスタープラン」に対するパブリックコメント結果

庄原市都市計画マスタープラン策定に向け実施したパブリックコメントの結果から、本事業に関連する項目について抜粋し、市民ニーズの有無及び内容を整理します。

【調査の概要】

募集期間：令和5年2月10日～令和5年2月28日

対象者：市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人
および法人その他の団体のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

提出者：4名

意見数：20件

■提出された意見（集いの場に関する意見を抜粋）

- ・ 令和5年度予算に子どもたちと多世代の集いの場を整備する予算がつけられたことはいいことだと思う。中途半端な整備にはしてほしくない。
- ・ 子どもが遊べる、集まる場所がない。ある程度整備された遊び場は絶対に必要。子どもの充実した遊び場ができれば、そこをめざして市外から家族連れが来るので、一つの観光的スポットになる。
- ・ 各地域に遊具のある公園がない、三次や神石高原町、世羅町、府中市など周辺市町には大型遊具が続々とOPENしており、それがあるだけでも魅力的に感じる。
- ・ 西城地域は場所によっては庄原市内に近く、住むにはそれなりにいい場所なのに、子どもが集まれる・遊べる公園が一切ないのが本当に残念。駅や西城病院周辺を中心に計画を立てるのであれば、そちら側に子どもが遊べる公園を整備すべき。
- ・ 自然との共生を謳う町であれば、安全に外遊びができる環境に子どもが集える場所を作るべき。

③「令和5年度 市政懇談会」で寄せられた意見

「令和5年度 市政懇談会」で寄せられた意見から、本事業に関連する項目について抜粋し、市民ニーズの有無及び内容を整理します。

【事業の概要】

事業期間：令和5年8月22日～9月7日

内容：庄原いちばんづくり ～10年後を見据えたまちづくり～

対象者：役員を中心に各自治振興区で決定した人

【提出された意見】※集いの場に関する意見を抜粋

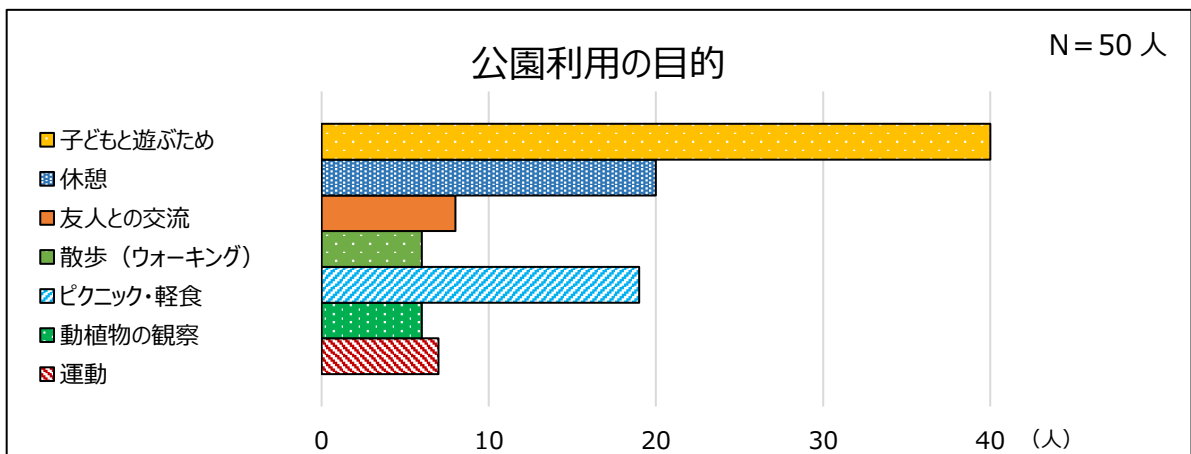
地域	日程	意見（概要）
東城	令和5年9月4日（月）	東城地域にも集いの場を整備してほしい旨の意見あり
西城	令和5年9月5日（火）	集いの場の整備について賛同する意見あり

④「子どもたちと多世代の集いの場」整備に係る子育て世帯等ヒアリング調査

集いの場の整備に向けて実施した子育て世帯等ヒアリング調査の結果から、本事業への市民ニーズ及び内容について整理します。

【調査概要】	
日時・場所：令和6年6月4日（火）10：30～11：30	庄原ひだまり広場（育児相談）
6月5日（水）10：30～11：30	里山の駅 庄原ふらり（おはなし会）
6月5日（水）13：00～14：00	保健福祉センター（2歳歯科健診）
6月11日（火）10：00～11：40	庄原ひだまり広場（育児相談）
6月20日（木）19：00～20：00	庄原商工会議所（JC 意見交換会）
7月9日（火）10：00～12：00	総領子育て支援センター（子育て相談）
7月16日（火）10：00～12：00	西城子育て支援センター（育児相談）
7月17日（水）10：00～12：00	東城こどもの館（育児ひろば）
調査方法：①健診、子育て相談中の子育て世帯等に対し、集いの場に求める設備や機能についてヒアリング	
②集いの場で過ごしたい姿について、「集いの場でどう過ごしたい？投票」を実施	
※ 保健福祉センターで行われる健診については、庄原、西城、口和、高野、比和、総領地域の方を対象としています	

■公園利用の目的（複数回答可）



■上野総合公園について（設問に対する評価：充実している（良い）／充実していない（悪い））

N = 21 人

項目	充実している	どちらともいえない	充実していない
遊具の種類や数について	10	5	6
木々や花などの自然	14	6	1
休憩施設の充実度、清潔さ	8	5	8
安全性（見通しや明るさ）	9	6	6
トイレの利用しやすさ	6	8	7
ベンチや屋根付き休憩スペースの種類や数について	5	7	9

※ 上野総合公園を利用したことがある人の回答となっているため、対象者数より回答数が少なくなっています

【公園・遊具・施設等について（自由回答）】

項目	回答
よく行く公園（市内外）	【市内】 上野総合公園、里山の駅 庄原ふりり、中央児童公園、国営備北丘陵公園 【市外】 みよしあそびの王国、みよし森のぽっけ、電光石火みよしパーク、せら夢公園
よく遊ぶ遊具等	【屋外】 ふわふわドーム、小さいすべり台、砂場、大きなボール、ぶらんこ、ターザンロープ、シーソー 【屋内】 すべり台、積み木、絵本、ボール
よく遊ぶ遊び方	水遊び、ボール転がし、追いかっこ、自転車の練習、芝生でごろごろ、自然観察
あればいいと思う遊具・機能、希望する過ごし方	【遊具】 ふわふわドーム、スプリング、小さな子ども向けの遊具、健康遊具、柔らかい素材の遊具、インクルーシブ遊具 【機能】 空調が効いた室内、清潔な水が出る遊び場、遊び場近くのトイレ、子ども用トイレ、手洗い場、足洗い場、着替えボード、ベビールーム、遊具以外の自由なスペース、テントやレジャーシートが引ける場所、屋根付きのスペース、日除け、芝生、スケートボードやキャッチボールができるスペース、小さい子ども用の囲い、多種多様な自動販売機（アイスクリームやおむつ、離乳食等）、キッチンカー 【過ごし方】 マルシェなどのイベント、小さな子ども向けのイベント（ハイハイレース等）、保育所終わりにふらっと立ち寄りたい、人が多すぎない、木陰でのんびり

【その他意見等】

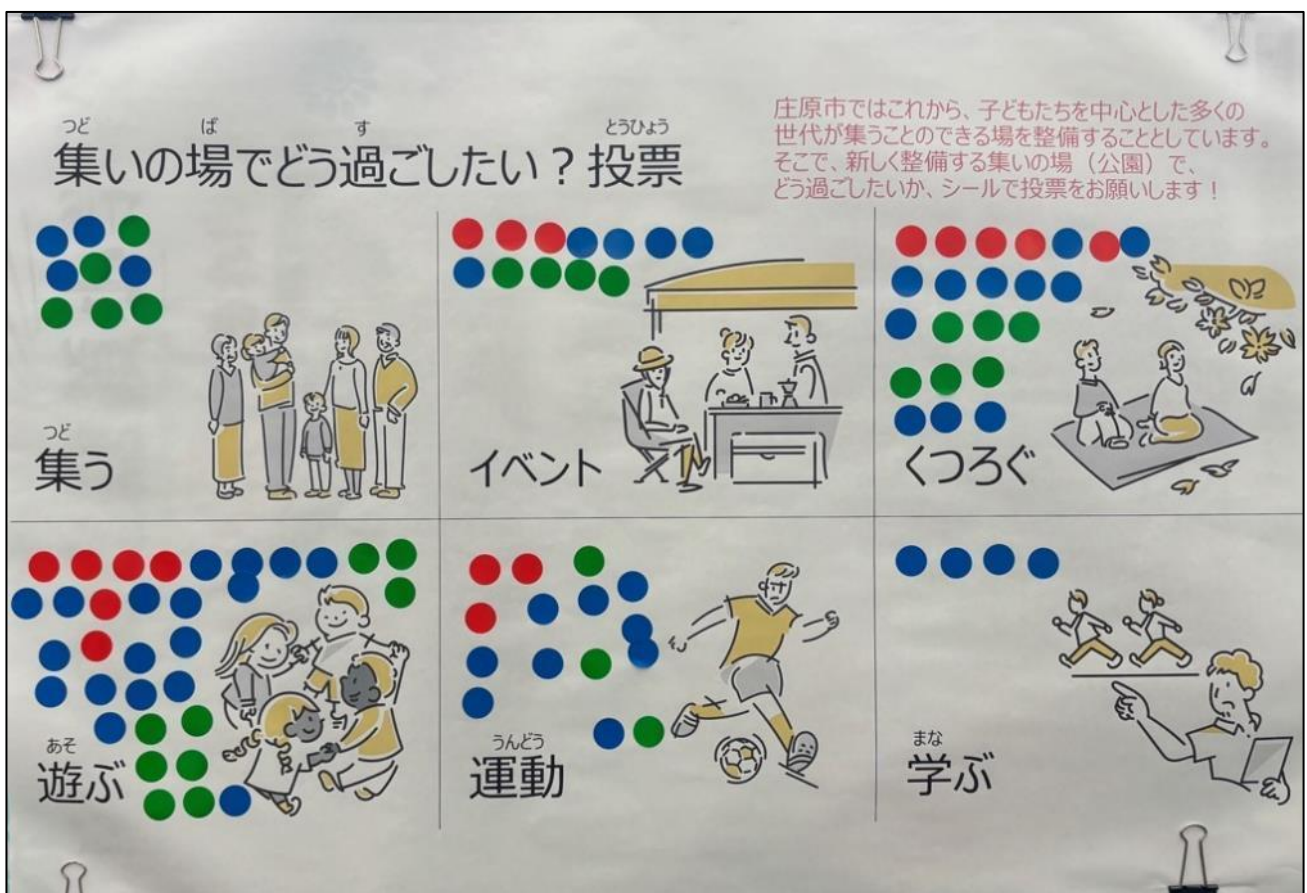
- ・ 年の離れた兄弟でも楽しめるような場にしてほしい。上の子が遊ぶ遊具では下の子は遊べず、親が付き切りになることも多い。乳児期や幼児期は、年齢で遊べる遊具が異なるが、少し大きい子が遊ぶエリアにも小さい子どもで遊べる遊具があったら便利。
- ・ 遊具が多いと子どもが迷子になったりするので、ぎちぎちに詰めなくても良い。逆に、芝生や日陰が十分に確保されているほうがありがたい。
- ・ 子どもは走り回るだけでも、葉っぱを拾うだけでも楽しめる。
- ・ 保育所終わりの 16 時～17 時など、夜ご飯までのすきま時間に子どもを連れていくことができる公園があれば助かる。三次までは遠いし、丘陵公園は外に遊具がないので行きづらい。
- ・ 小さな子どもを連れていくと、目の届く範囲にトイレ、手洗い、遊具、自動販売機などが集約してほしい。
- ・ 自転車の練習やキャッチボールなどができる公園が身近にないため、自由にできる場所があればありがたい。
- ・ 夏は金属製の遊具などが熱くなるので、ミストシャワーや浅くて小さな水場に噴水などの設備があると良い。

- ・ 自動販売機を充実させてもらうことで、手ぶらでも行きやすい。飲み物だけでなく、アイスクリームや軽食のほか、タオル、おむつなどのアメニティグッズがあってもよい。
- ・ 定期的にキッチンカーが来ると、手ぶらで遊びに行けてありがたい。
- ・ スケートボードが安全にできるコースがほしい。
- ・ 子ども用の便器があれば、トイレも使いやすい。
- ・ 公園の売りとなるモチーフとなるものがあれば、認知度が高まり、市外からの誘客も見込めると思う。
- ・ 身近に遊べる公園がなく、庄原市街地まで遠いため、小規模な遊具や休める施設を整備してほしい。
- ・ 小さい公園でもいいので、各地域に集いの場があればよいと思う。
- ・ 男性が入りやすいおむつ替えスペース、授乳室があるとありがたい。ショッピングモールなどでは、男性が入れるスペースを探し回ることもある。また、授乳室（おむつ替えスペース）には長椅子やソファのようなものがあれば、親の負担が少ないのでありがたい。

【集いの場でどう過ごしたい？投票】

ヒアリング調査を実施する傍ら、集いの場でどういった過ごし方がしたいかについて自由に投票してもらう、「集いの場でどう過ごしたい？投票」を実施しました。

子育て世帯や子どもたちを中心に、「こんな過ごし方がしたい！」「こんな機能があると嬉しい！」といった意見を、シールで投票してもらいました。



(3) 本事業の必要性

抽出した市民ニーズをもとに、本事業の必要性について、以下のとおり整理します。

＜庄原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査における本事業の必要性＞

- ・ 就学前児童の保護者の回答では、「親子でも出かけやすく楽しめる場所の増設」を求める人の割合が最も高く、次いで「子育て世帯への経済的支援」が高くなっています。
- ・ 小学生の保護者の回答では、「子育て世帯への経済的支援」を求める人の割合が最も高く、次いで「親子でも出かけやすく楽しめる場所の増設」が高くなっています。
- ・ 就学前児童、小学生保護者から寄せられた自由記述回答の件数は 66 件であり、身近な公園や悪天候でも遊べる施設、自然と触れ合える場所のニーズが高いことが明らかになっています。

本事業は、子育て関連の施策の中でも強い市民ニーズのある施策に位置づけられており、「親子でも出かけやすく楽しめる場所の増設」「子どもの遊べる場所」の整備が求められています。

＜庄原市都市計画マスタープランに対するパブリックコメント結果における本事業の必要性＞

- ・ 「中途半端な整備にはしてほしくない」「安全に外遊びができる環境に子どもが集える場所を作るべき」といった意見から、集いの場整備に関する期待値の高さが伺えます。
- ・ 「子どもの遊ぶ場がない・少ない」という意見が挙げられており、ある程度整備された遊び場を求める意見が挙がっています。
- ・ 西城エリアに子どもが遊べる場所を求める声が挙がっています。

本市の都市政策に関する基本的な方針を示す庄原市都市計画マスタープランに寄せられた意見から、「将来のまちづくりを見据えた遊び場の整備」が求められています。

＜令和 5 年度 市政懇談会における本事業の必要性＞

各地域から集いの場の整備が望まれており、地域の特色に合わせた集いの場の整備や、長期的な視点に立った整備をする必要があります。

＜子育て支援等ヒアリング調査における本事業の必要性＞

- ・ 多くの子育て世帯等が子どもと遊ぶために公園を利用しており、「遊ぶ」「くつろぐ」「運動」「イベント」等の過ごし方に対するニーズが高いことが明らかになっています。
- ・ 敷地内で自由に遊びたいという意見が多く、庄原らしさを活かした、自然に囲まれたくつろげる場を求める声が挙がっています。

集いの場について直接子育て世帯等の意見を聴取したヒアリング調査から、より具体的なニーズを把握することができ、市民が求めるニーズに沿った整備をしていく必要があります。

3. 事例調査

本節では、本事業の検討の参考とするための情報収集の一環として実施した、先進事例調査の概要と調査成果を整理します。

(1) 調査対象

① 県内事例

県内における子ども向け施設の主要事例を下表のとおりまとめました。このうち、本事業の検討にあたって特に参考としたい3つの事例を選定し、現地視察を行いました。

No.	名称	所在地	視察
1	府中市こどもの国ポムポム	府中市土生町 1581-7	○
2	i-core FUCHU (いこーれふちゅう)	府中市府川町 186-1	
3	みよし森のポッケ	三次市東酒屋町 10456 番地 2	○
4	みよしあそびの王国	三次市東酒屋町 10493 番地	○
5	道の駅 三矢の里あきたかた	安芸高田市吉田町山手 1059-1	
6	せら夢公園	世羅町大字黒淵 411-13	
7	きらり・さかなぎさ公園	安芸郡坂町平成ヶ浜 5 丁目	
8	フォレストアドベンチャー広島	廿日市市吉和 1593-75	
9	富谷ドームランド (富谷公園)	福山市芦田町 27	
10	道の駅 湖畔の里福富	東広島市福富町久芳 1506	
11	佐伯総合スポーツ公園	廿日市市津田 545 番地	
12	晴海臨海公園	大竹市晴海 2 丁目 11 番	

② 県外事例

県内事例同様に、県外における子ども向けの遊戯施設のうち、本事業の検討にあたって参考としたい3つの事例を選定し、現地視察を行いました。

No.	名称	所在地	視察
1	波方公園 (ちびっ子ランド波方)	愛媛県今治市波方町樋口乙 730	○
2	伊予総合公園 (しおさい公園)	愛媛県伊予市森甲 91 番地 1	○
3	西予市児童公園 (西予ちぬやパーク)	愛媛県西予市宇和町稲生 157 番地	○

※ 伊予総合公園 (しおさい公園) では写真撮影のみ実施

(2) 調査方法及び成果

6 施設の現地視察・写真撮影を実施し、併せて、伊予総合公園 (しおさい公園) 以外の施設については、担当者へのヒアリング (総事業費、財源、事業費内訳、事業スケジュール、管理運営方法等) 及び資料収集を行いました。※総事業費、財源等、一部本計画に掲載していない内容があります。

次頁より、ヒアリングを行った 5 施設の概要をまとめています。

概 要

設置者	府中市
施設名称	府中市こどもの国ポムポム
所在地	広島県府中市土生町 1581-7
供用開始	児童会館：平成 30 年度 こどもの広場：令和 4 年度
メイン遊具	巨大な木をイメージした複合遊具

管理運営

休園日/開園時間	木曜日、年末年始/ 9 時～18 時（時間制・人数制で開館）
利用料金	基本無料（入館時は初回のみメンバーカード（300 円）の作成が必要）
対象者	乳幼児から小学生向け
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

施設写真



施設概要

平成 15 年度から 3 期にわたり進めている都市再生整備事業において、老朽化し耐震基準を満たしていなかった既存児童会館について、「木工のまち」や「木育」の推進拠点として平成 29 年度に整備。

また、旧児童館の跡地に、様々な個性を持つ子ども及びその家族や近隣住民など、あらゆる方が楽しめる公園として遊具等を整備。

その他

当初は建替え直後に遊具整備を行うこととしていたが、中心市街地の将来像を描くことが重要との判断により、約 1 年半をかけて「府中市ランドデザイン」を策定し、その後に整備開始。

大型遊具の公募型プロポーザルに際しては、利用者アンケートとして、子どもを対象にアンケートを実施。

—— 「みよしあそびの王国」 ——

概 要

設置者	三次市
施設名称	みよしあそびの王国
所在地	広島県三次市東酒屋町 10493 番地
供用開始	平成 25 年度
メイン遊具	ワインをモチーフにした遊具

管理運営

休園日/開園時間	年末年始/ 8 時 30 分～22 時
利用料金	無料
対象者	0 歳～12 歳（区分ごとにゾーニング）
指定管理者	みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ

施設写真



※写真は中国地方おでかけしようネットより抜粋

施設概要（みよしあそびの王国・みよし森のポッケ）

子育て世代の交流及び都市公園である「三次市みよし運動公園（以下「みよし運動公園」という）」周辺に立地する「三次ワイナリー」や「奥田元宗・小由女美術館」等の観光施設との連携による「にぎわいの創出」を目的として、みよし運動公園内に整備済みの遊具「遊遊ランド」に併設する形で、大型遊具等を「みよしあそびの王国」として整備。天候に関わらず室内で親子がふれあえる施設として、旧三次市情報センターを改修し、こどもの室内遊び場「森のポッケ」を整備。

その他

- 遊具の数が多く、利用者が多い時には利用者同士の接触事故あり
- 週末・祝日等には駐車場が手狭になる
- 特注デザイン遊具であり修繕費が高額

——— 「みよし森のポッケ」 ———

概 要

設置者	三次市
施設名称	みよし森のポッケ
所在地	三次市東酒屋町 10456 番地 2
供用開始	平成 29 年度
メイン遊具	木を使った屋内遊具

管理運営

休園日/開園時間	水曜日、年末年始
利用料金	1クールにつき1人 200 円
対象者	6か月～小学6年生
指定管理者	みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ

施設写真



※一部写真は三次市 HP より抜粋

概 要

設置者	今治市
施設名称	波方公園（ちびっ子ランド波方）
所在地	愛媛県今治市波方町樋口乙 730
供用開始	平成 14 年 4 月
メイン遊具	船をモチーフにした大型複合遊具

管理運営

休園日/開園時間	年中無休/常時開放
利用料金	無料
対象者	子ども、親子連れ
指定管理者	特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ（体育施設）/ 直営（ちびっ子ランド波方）

施設概要

波方公園は旧波方町時代に整備された都市公園であり、平成 17 年の合併により今治市の所管となった。野球場、武道館、体育館、テニスコート、プールなどの各種スポーツ施設を有する大規模な公園であり、市民のレクリエーション、憩いの場として親しまれている。

大規模なコンビネーション遊具やネットクライミング、ボブスレーなど多種多様な遊具があり、大小合わせて 4 種類の中からそれぞれに適したすべり台を楽しめる。

周辺には海山城展望公園や瀬戸内しまなみ海道があり、大型複合遊具からはしまなみ海道を望むことができるなど、景観も楽しむことができる公園。

施設写真



—— 「西予ちぬやパーク」 ——

概 要

設置者	西予市
施設名称	西予市児童公園（西予ちぬやパーク）
所在地	愛媛県西予市宇和町稲生 157 番地
供用開始	令和 5 年 9 月
メイン遊具	西予市産材を活用した複合遊具

管理運営

休園日/開園時間	年中無休/常時開放
利用料金	無料
対象者	小学生～中学生程度がメインだが、「みんなが遊べる」ことを想定
指定管理者	—

施設概要

西予ちぬやパークは、令和 5 年 9 月 3 日に供用開始した、西予市産材を利用した木製総合遊具を設置しユニバーサルデザインに配慮した児童公園。

遊具で遊ぶことにより、健やかにすくすくと成長する「子そだち」と、愛情豊かに子育てする環境でともに成長できる「親育ち」を支援することを目的としている。

西予市は市内の 75%を占める森林の環境整備及び林業振興を図ることを目的に、木を中心としたまちづくりを行う「ウッドスタート宣言」を平成 30 年 4 月から実施し、公共施設の木造化を積極的に進めるとともに、子育て環境のさらなる充実を図り、同年齢や異年齢の子どもと一緒に遊ぶことで友達や地域とのコミュニケーション能力の向上や地域保護者の繋がり場の場とすることをめざしている。

また、西予ちぬやパークの整備を人口減少対策の一環とし、近隣市町を含め、県内への西予市の魅力を PR し、移住・定住を促進している。

施設写真



第3章 目標設定・整備方針

1. 目標設定（基本理念）

第1～2章で整理した上位計画や市民ニーズを参考に、集いの場整備の基本理念を以下のとおり掲げます。

■本市の自然を活かした魅力ある場

- ・ 庄原産材を活用した設備等、豊かな自然環境を活かした、何度でも訪れたい場をめざします。
- ・ 豊かな自然の中で、心地よさを感じられる公園をめざします。

■まちに活気を与える交流・憩いの拠点

- ・ 周辺施設との連携に配慮した施設整備により、まちの活力向上を図ります。
- ・ 多世代の人が関わり合い、子どもたちの日々の成長にふれあえる場づくりをめざします。

■遊び・スポーツを通じた賑わいのある公園

- ・ 遊びやスポーツを通じて賑わいが生まれ、世代間交流を通じて子どもの成長につながる公園をめざします。
- ・ インクルーシブ²遊具の導入やバリアフリー化を図り、全ての人にやさしい公園となるよう努めます。

■既存公共施設との積極的な連携による効果的な施設整備

- ・ 集いの場の整備にあたっては、既存の公共施設等との積極的な連携が見込める、既存のストックを活用するなど、市内に既にある機能・設備との積極的な連携を図ります。

■機能的で長く使える施設の整備

- ・ 施設の長寿命化、維持管理の効率性、将来に改修・更新への対応を容易にするなど、将来的な維持管理経費も考慮した施設整備に努めます。

2. 整備の基本方針（コンセプト・ターゲット）

コンセプト・ターゲットについては、基本理念や本市の有する資源等を勘案し、次のとおり決定しました。

コンセプト

子育て世代をはじめ、誰もが気軽に集い・憩うことができ、幅広い世代の多様な交流が促進される場

ターゲット

就学前の幼児から高校生までの子どもたちと、その健やかな成長を見守り育む幅広い世代

エリアごとにメインターゲットを定めるよう想定していますが、「子どもたちと多世代の集いの場」という事業名にもあるとおり、子どもたちに限らず、関係するすべての人をターゲットとします。

² インクルーシブ（inclusive）：包摂的、包括的を意味する言葉。インクルーシブ遊具は、年齢や性別、障害の有無や社会的背景などの違いにかかわらず、誰もが遊ぶことのできる工夫や、一緒に楽しめる要素を取り入れて設計された遊具のこと。

3. 整備候補地の選定と現状分析

(1) 対象エリアの選定

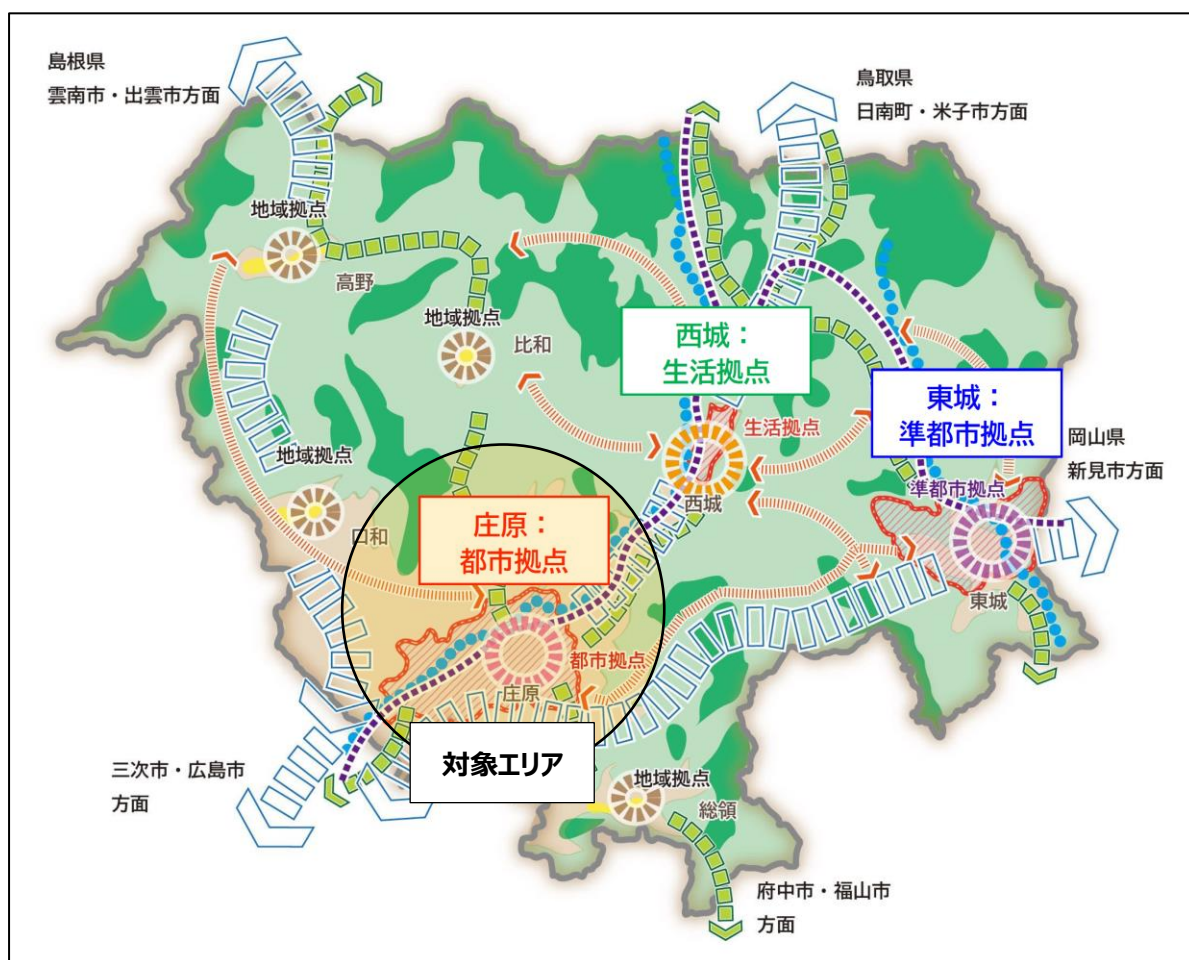
集いの場の整備候補となるエリアについては、これまで整理した上位計画や市民ニーズ、基本理念等を踏まえ検討したところ、人口が集中している中心的なエリアで、かつ、既存ストックの活用が見込まれるエリアを選定することとしました。

この条件に最も合致しているエリアは、都市機能が集積している庄原市街地であることから、整備候補地は庄原市街地内において選定することとします。

また、既存施設との一体的な集客、集約化、複合化を図るうえで、庄原市街地内の土地のうち、「現状、公園敷地となっている土地（または公園に隣接する敷地）」もしくは「公共施設、集客施設が近隣にあり、既存ストックの活用や複合化・機能連携の可能性がある敷地」を選定します。

なお、庄原地域以外における整備においては、各地域の特性などを活かした適地の選定を含め、別途検討します。

【参考：庄原市の将来都市構造】



資料：庄原市立地適性化計画

拠点（将来の都市の個性と生活の場となる重要な場所）



都市拠点（庄原）

- 庄原市街地は、高速道路のＩＣをはじめとする道路網、鉄道・バスなどの交通起点となっているほか、公共施設、商業施設、工業団地などが立地し、都市機能のポテンシャルが高い地域です。さらに、県立広島大学や国営備北丘陵公園が立地しており、本市の中核的な拠点【都市拠点】と位置づけます。
- 「庄原市立地適正化計画」を作成し、地域の特性に即した、居住や都市機能の維持・誘導による利便性の高い都市づくりを進めていきます。



準都市拠点（東城）

- 東城市街地は、医療・福祉・商業・公共施設など生活に必要な都市機能が集積するとともに、市東部の自然・歴史資源を活用した観光交流の玄関口です。歴史ある落ち着いたまちなみを活かし、本市第２の中核的な拠点【準都市拠点】として位置づけます。
- 「庄原市立地適正化計画」を作成し、地域の特性に即した、居住や都市機能の維持・誘導による利便性の高い都市づくりを進めていきます。



生活拠点（西城）

- 西城市街地は、西城市民病院をはじめとした医療・福祉・商業・公共施設など、生活に必要な一定の施設が確保・整備された、まとまりある市街地を形成している地域です。人口減少や少子高齢化が進む中山間地域に暮らす市民の健康的な生活を支える、中山間地域のモデル【生活拠点】として位置づけます。
- 「庄原市立地適正化計画」を作成し、地域の特性に即した、居住や都市機能の維持・誘導による利便性の高い都市づくりを進めていきます。



地域拠点

- 口和・高野・比和・総領地域の支所周辺を中心に地域拠点として位置づけ、里山景観の保全と農村集落の維持、自然と調和した良好な住環境など、まとまりある定住環境の充実を進めます。
- 愛着のある地域に住み続けられるよう、地域の実情に応じた必要性の高い生活サービス機能等が徒歩範囲に集約され、公共交通などのネットワークにより、周囲の集落や他の地域との繋がりが確保された拠点づくりを進めていきます。

資料：庄原市都市計画マスタープラン

(2) 整備候補地の選定

本節では、前節で整理したエリア内においてピックアップした3つの土地について評価を行い、整備候補地を選定します。

■土地の評価

前節で整理した整備エリアの内、A～Cの土地をピックアップし、それぞれ7つの項目による評価（○＝課題なし △＝課題あり）を行います。

A 庄原市交流宿泊施設（桜花の郷 ラ・フォーレ庄原） 敷地内



A 庄原市交流宿泊施設（桜花の郷ラ・フォーレ庄原）

【評価項目】

- | | |
|--------------|----|
| ① 浸水想定リスク | ○ |
| ② 供用開始年度 | ○ |
| ③ 用地取得の必要性 | ○ |
| ④ 造成等の程度 | △ |
| ⑤ 周辺の公共施設等 | ○ |
| ⑥ 近隣の無料駐車場 | ○ |
| ⑦ 主要道路とのアクセス | ○ |
| 合計○数 | 6個 |

B 庄原市上野総合運動公園敷地内

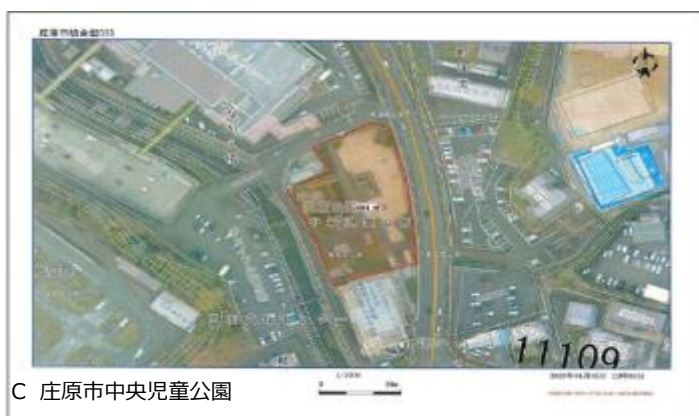


B 庄原市上野総合公園

【評価項目】

- | | |
|--------------|----|
| ① 浸水想定リスク | ○ |
| ② 供用開始年度 | ○ |
| ③ 用地取得の必要性 | ○ |
| ④ 造成等の程度 | ○ |
| ⑤ 周辺の公共施設等 | ○ |
| ⑥ 近隣の無料駐車場 | ○ |
| ⑦ 主要道路とのアクセス | ○ |
| 合計○数 | 7個 |

C 庄原市中央児童公園



C 庄原市中央児童公園

【評価項目】

- | | |
|--------------|----|
| ① 浸水想定リスク | △ |
| ② 供用開始年度 | ○ |
| ③ 用地取得の必要性 | ○ |
| ④ 造成等の程度 | △ |
| ⑤ 周辺の公共施設等 | ○ |
| ⑥ 近隣の無料駐車場 | ○ |
| ⑦ 主要道路とのアクセス | ○ |
| 合計○数 | 5個 |

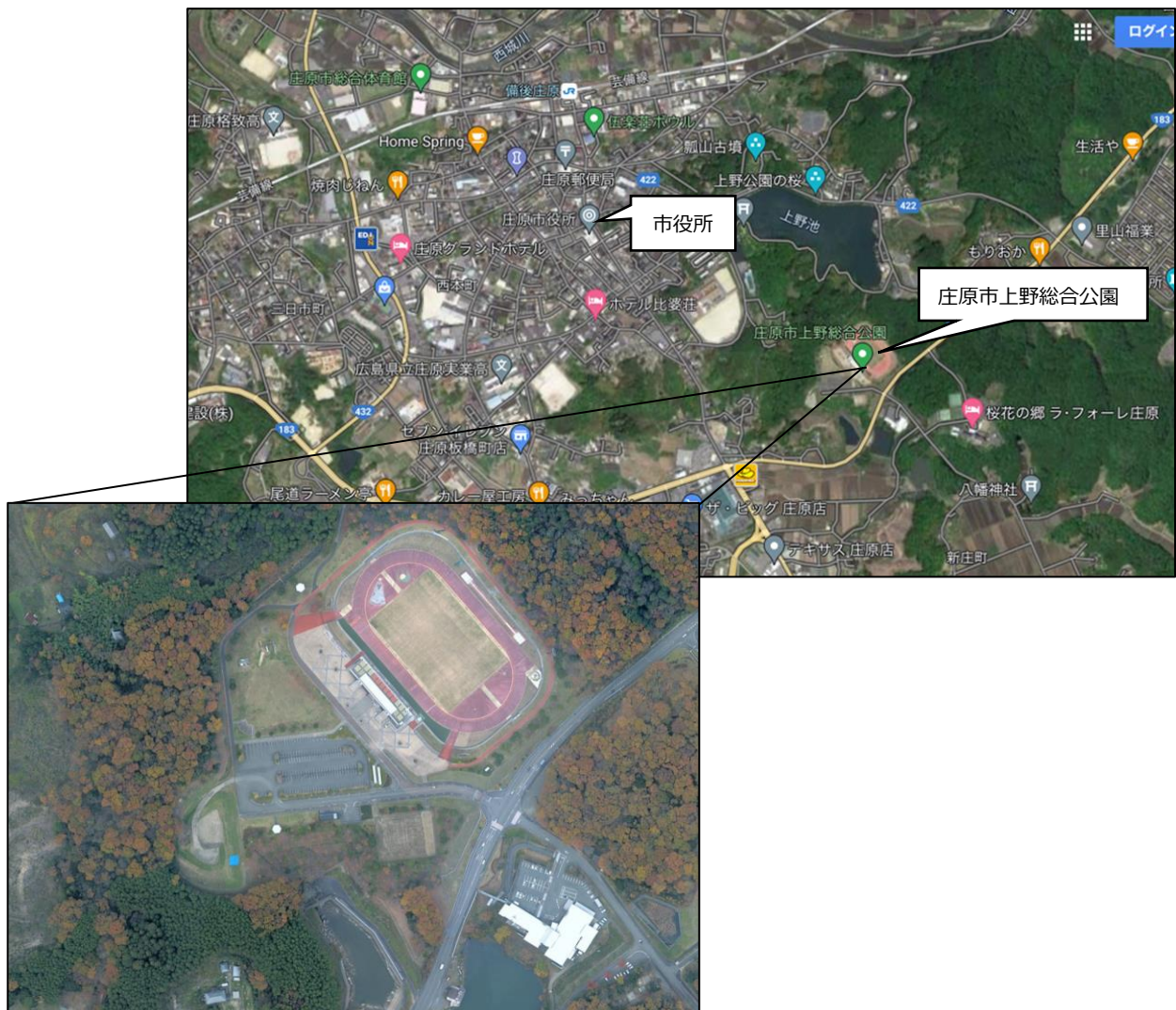
⇒評価において、○の数が最も多い候補地（B）を整備候補地としました。

■ 庄原市上野総合公園（候補地 B）

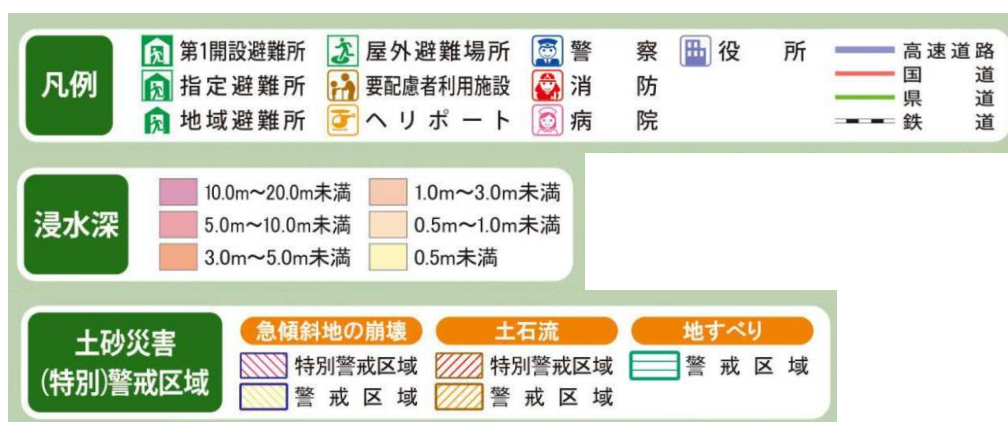
■ 整備候補地 概要

項目	内容
所在地	庄原市新庄町 394 番地（敷地：新庄町字小和田 5295 番地 1 外）
整備年度	平成 19 年（2007 年）
敷地面積	約 118,000 m ² ※公園として供用している面積（湖水や未利用地を除く）
延床面積	1518.56 m ² ※陸上競技場、トイレ、東屋等の延床面積
設置目的	■ 都市公園法及び庄原市都市公園条例 都市公園法に基づき、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
所有者	庄原市
管理形態	指定管理（指定管理者：特定非営利活動法人ポーノ）
設備等	走路は全天候型、メインフィールドに天然芝採用、ナイター設備完備の競技場 陸上競技やサッカー、グラウンドゴルフなどが可能 陸上競技用具一式や冷暖房設備、観客席 1,000 席 などを完備
駐車台数	約 180 台（臨時駐車場は含まない）

■ 施設位置図・俯瞰図



■ 上野総合公園周辺の災害リスクについて



資料：庄原市防災マップ（庄原地域版）

4. 機能の設定

第1～2章で整理した市民ニーズや先進事例を参考に、主要な機能を以下のとおり設定します。

■遊び場の機能

- ・ 乳児や身体障がいのある子どもたちも遊べる、インクルーシブな遊具や器具等を整備
- ・ 既存ストックを活用し、地形や起伏を活かした遊具を整備
- ・ 施設のランドマークとなる大型複合遊具を、見晴らしの良い場所に設置
- ・ 多様な利用者を包摂する、主に低年齢児向け小型遊具を整備
- ・ 年齢ごとにゾーニングを行い、年齢にかかわらず遊ぶことのできる遊具を設置
- ・ 幅広い世代が集うことのできるスペースを確保

■休憩・交流機能

- ・ 子育て世代の交流、情報交換ができるスペースを確保
- ・ 保護者が子どもの様子を見守りながら休憩できるスペースを確保
- ・ フリーWi-Fiの設置
- ・ 東屋や日除け等、降雨や暑さをしのぐことのできる設備の設置



■共用部

- ・ 子どもも大人も使える、各々に対応したトイレを整備
- ・ ベビーベッドや授乳室を整備
- ・ 庄原産材を活用したベンチ等を設置
- ・ 概ね250台程度の駐車スペースを確保
- ・ 安心安全に利用できるよう、防犯カメラ・LED照明を設置



5. 施設整備方針（エリア設定）

基本理念及び前節で設定した機能等を勘案し、整備候補地のエリアの特性に応じた整備内容、各エリアの整備イメージについて整理します。

■遊具エリア

- ・ 施設のランドマークとなる大型遊具を見晴らしの良い高台に設定
- ・ インクルーシブエリア、1～6歳エリア、6～12歳エリアなど、年齢ごとに適した遊具エリアを設定
- ・ 地形や起伏を活かした、体を動かせる遊具を整備
- ・ 乳児や身体障がいのある子どもたちも遊べるインクルーシブな遊具や器具等を整備

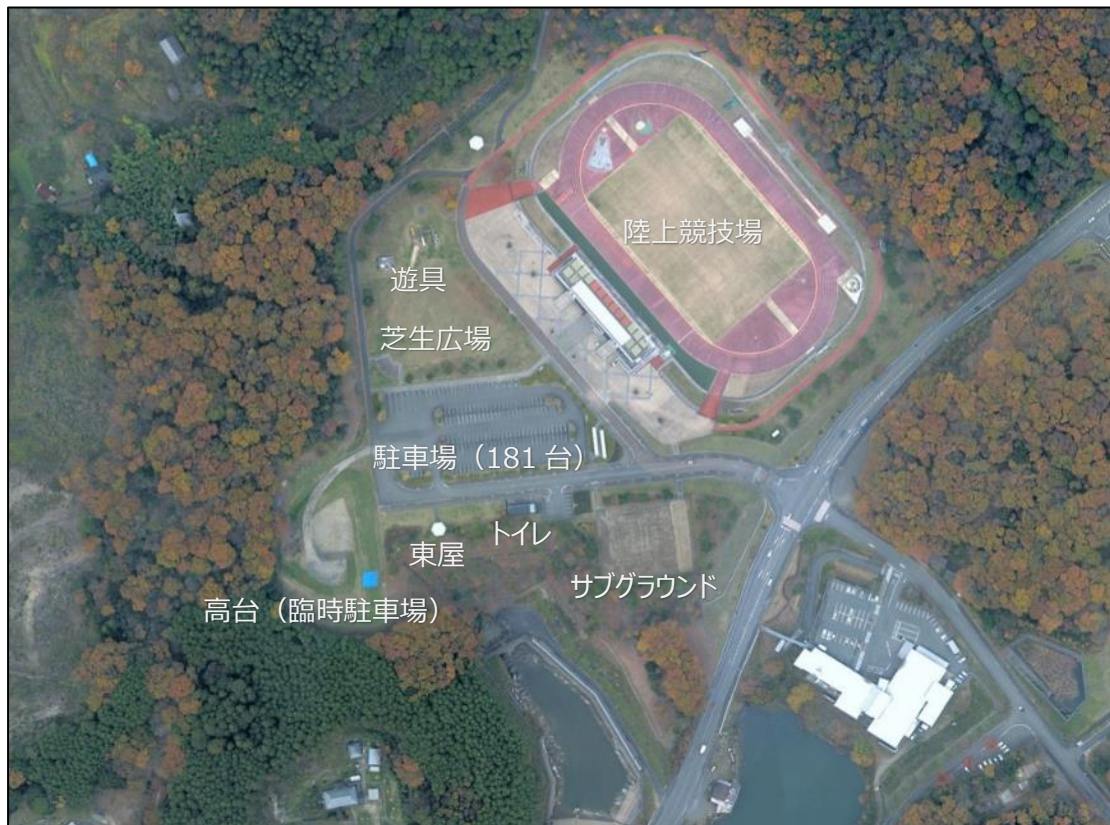
■駐車場

- ・ 現状ではイベント時にキャパシティが不足するため、250台程度の駐車スペースを確保
- ・ 遊具エリア・サブグラウンド・駐車場のゾーニングを明確化し、安全確保に努める

■その他

- ・ 既存の屋外トイレより遊具に近い位置にベビールームを整備
- ・ 利用者の衛生面に配慮し、手洗い場を新設
- ・ ウッドデッキを整備し、子どもたちを見守り・休憩できるスペースを整備
- ・ 飲食ができる場を確保するため、キッチンカーなどが出店できるエリアを設定
- ・ ベンチやウォーキングコースを整備し、年配の方も集い・憩うことができるよう努める
- ・ 猛暑や降雨への対応として、日除けを設置

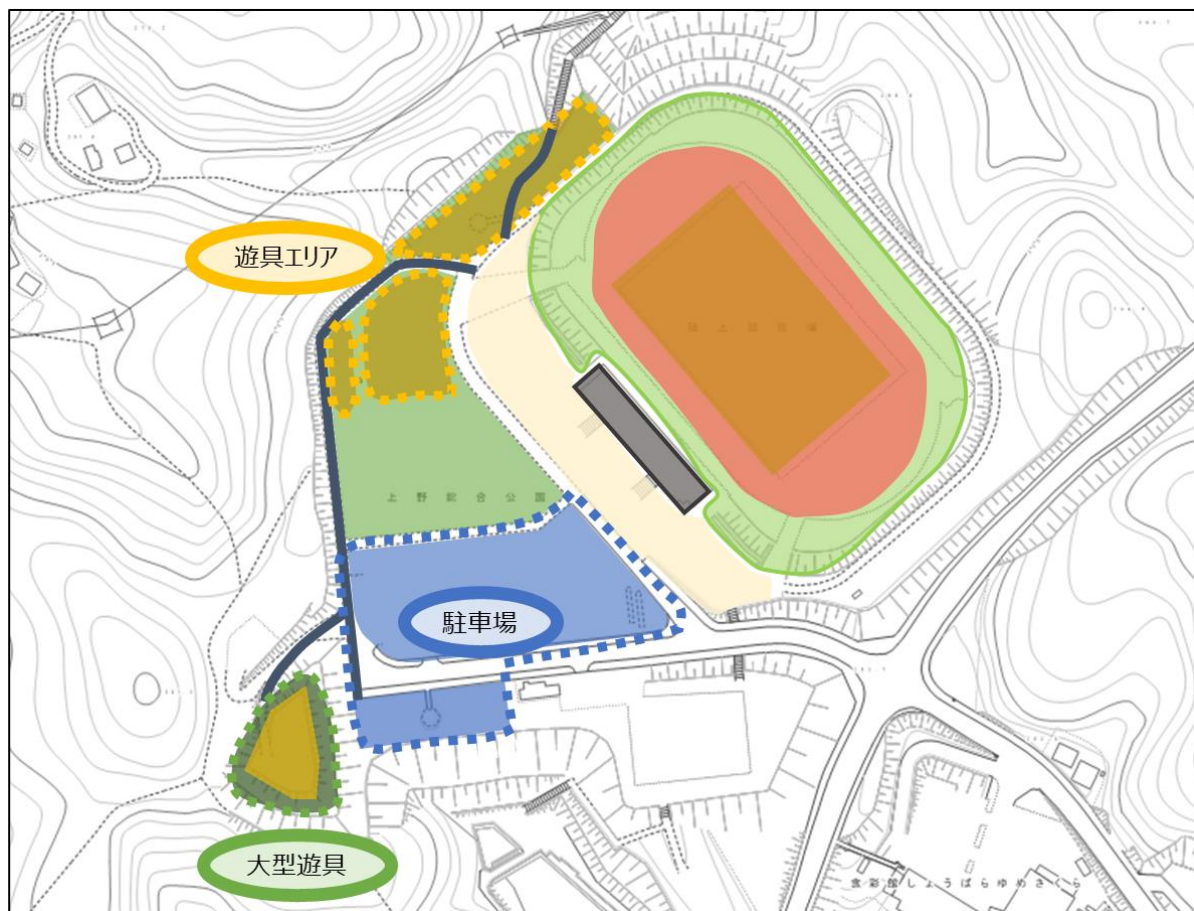
【現状】



第4章 整備の進め方

1. 整備イメージ（基本構想図）

第3章で整理した整備方針をもとに、大まかな整備イメージ等を示します。



【面積（概算）】

敷地面積	118,000 m ²	※公園として供用している面積（湖水や未利用地を除く）
測量面積	43,000 m ²	
設計面積	26,800 m ²	

2. 設備及び遊具の検討

集いの場に整備する遊具・施設等についてのイメージを示します。

■ インクルーシブ遊具



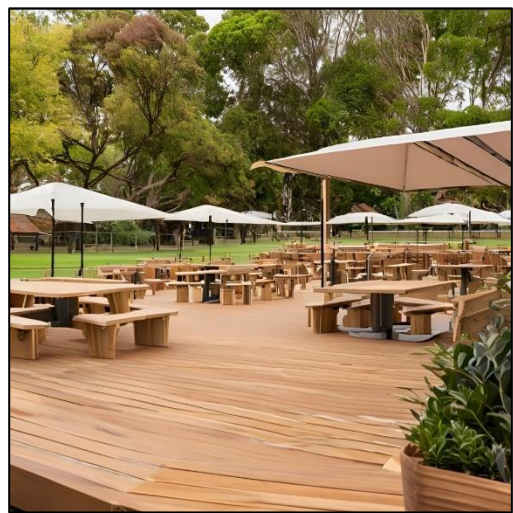
■ 大型遊具（高台）



■ 日除け・ベンチ



■ ウッドデッキ



■ キッチンカーエリア



■ ベビールーム



※画像はすべて AI で生成（Canva – Magic Media）

3. 概算事業費・財源の検討

本節では、集いの場の整備に係る財源の想定及び概算事業費について整理します。

(1) 概算事業費及び財源

概算事業費は、第3章で整理した施設機能及び施設規模を基準として試算します。

なお、本計画で行う概算は、想定している規模ベースによる金額となるため、大まかな事業費の見込みを立てるためのものとします。

(2) 財源について

国庫補助金（社会資本整備総合交付金）等の財源の活用し、整備を行います。

■ 集いの場整備に係る概算事業費と財源

(千円)

エリア	内容	R6	R7	エリア別合計
全体	測量設計費	33,686	-	33,686
遊具エリア	敷地造成（掘削、盛土、整地、法面、植生等）	-	29,920	148,990
	施設整備（遊歩道、舗装、フェンス、手洗い等）		39,040	
	遊具設置 ※設置等の費用を含む		80,030	
駐車場	駐車場整備（掘削、残土処分、舗装、側溝等）		24,080	24,080
その他	施設整備（ベビールーム、照明、ベンチ、防犯カメラ、フェンス、日除け、ウッドデッキ等）		121,670	121,670
合計		33,686	294,740	328,426

区分	財源名称	R6	R7	合計
国費	社会資本整備総合交付金	15,000	110,000	125,000
	森林環境譲与税	-	78,900	78,900
市債	過疎対策事業債	18,600	105,800	124,400
一財	一般財源	86	40	126
合計		33,686	294,740	328,426

※社会資本整備総合交付金等の金額については、見込額を記載しています。

4. 整備スケジュールについて

		地形測量	遊具エリア整備 (遊具・手洗い 場・遊歩道・ フェンス)	付帯設備整備				駐車場整備	ベビールーム (授乳室) 整備	ウッドデッキ 整備	
				照明設備	ベンチ 設置	日除け 設置	防犯カメラ 設置				
業者選定手法		一般競争入札	設計・施工 一括発注 プロポーザル	一般競争入札							
令和 6 年度	5月	入札・契約									
	6月										
	7月										
	8月										
	9月							入札・契約 設計業務	入札・契約 設計業務	入札・契約 設計業務	
	10月	完了(予定)									
	11月										
	12月										
	1月									完了(予定)	完了(予定)
	2月										
	3月		発注準備								
令和 7 年度	4月		業者選定					入札・契約 整備工事	入札・契約 整備工事	入札・契約 整備工事	
	5月										
	6月	契約(プロポーザル)									
	7月	整備工事									
	8月										
	9月		設計(直営)								
	10月		入札・契約								
	11月		整備工事								
	12月										
	1月										
	2月										
	3月		完了(予定)								
	令和8年4月			遊具エリア供用開始(予定)							

5. 管理・運営について

集いの場の維持管理・運営手法は、直営方式及び指定管理者制度を比較しながら、最適な手法を選定していきます。

資料編

■都市計画公園における法令上の条件整理

整備候補地に都市計画公園を含むことから、都市計画公園内の施設整備の法令上の制約について整理します。

①都市公園法の整理

本事業に関わる都市公園法は以下のとおりです。

【法令】都市公園法－都市公園法施行令－都市公園法運用指針

【条例】庄原市都市公園条例－庄原市都市公園条例施行規則－庄原市都市公園及び都市公園施設の設置基準に関する条例

都市公園法	概要
制定年月日	昭和 31 年 4 月 20 日
直近改正日	令和 4 年 6 月 17 日
許可権者	公園管理等…所管大臣等（国立公園）、知事（県立公園）、市長村長（市町村立公園）
目的等	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めることにより都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する
対象地域	都市公園、公園予定区域

②公園内に建設できる施設の整理

都市公園法により、設置できる公園施設の種類の規定されます。

§都市公園法第 2 条第 2 項 ー公園施設

「公園施設」として、都市公園内に設けられる施設は以下のとおりとなっています。

一	園路及び広場
二	植栽・花壇・噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
三	休憩所・ベンチその他の休憩施設で政令で定めるもの
四	ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
五	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
六	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
七	売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
八	門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
九	前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

§都市公園法施行令第5条…公園施設の種類

政令で定める公園施設は以下のとおり。

①	修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これに類するもの
②	休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これに類するもの
③	遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの
④	運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
⑤	教養施設	1) 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの 2) 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
⑥	便益施設	飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
⑦	管理施設	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
⑧	その他	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

美しく輝く
里山共生都市の
実現を目指して



庄原市企画振興部企画課

TEL 0824-73-1128

Mail kikaku-chousei@city.shobara.lg.jp

HP <https://www.city.shobara.hiroshima.jp/>